

全学メールホスティングサービス利用ガイドライン

(平成28年10月5日情報環境機構長裁定)

(目的)

第1 本ガイドラインは、京都大学情報環境機構（以下「機構」という。）が管理及び運用する全学メールホスティングサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、京都大学全学メール利用規程（平成24年4月23日情報環境機構長裁定。以下「利用規程」という。）第9条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 利用規程第3条第1号に定める者で、本サービスにより、メールの転送を行う者をいう。
- (2) 利用責任者 本サービスを利用する部局等の教職員で、当該部局等における本サービスの利用に関する管理を行う者をいう。
- (3) 情報セキュリティポリシー 京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程（平成15年達示第43号）第2条第4号に定めるものをいう。
- (4) 実施規程 京都大学情報セキュリティ対策に関する規程第2条第5号に定めるものをいう。

(サービスの内容)

第3 本サービスは、部局等で管理するメールサーバを段階的に廃止して、全学メールに集約、統合するために、部局ドメイン宛でのメールを受け取り、事前に登録された全学メールその他のメールアドレスに転送する機能を提供する。ただし、転送先に設定するメールアドレスがメールプール（受信箱）を持っている必要がある。

2 本サービスにおける転送機能は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 部局ドメイン宛でのメールを全学メールアドレスに転送する。
- (2) 部局ドメイン宛でのメールを全学メール以外のアドレスに転送する。
- (3) 部局ドメイン宛でのメールを複数のメールアドレスに転送する。(メーリングリスト機能)

(利用の申請及び承認)

第4 本サービスの利用を開始しようとする部局等の利用責任者は、全学メールホスティングサービス利用申請書（別紙様式）により、情報環境機構長（以下「機構長」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項において申請を行う利用責任者は、機構 Web サイト内で周知しているメールホスティングサービス受付窓口で全学メールホスティングサービス利用申請書を提出すること。

3 機構長は、第1項の申請を承認した場合、承認書及び設定情報を利用責任者にメールで送

付すること。

- 4 承認書が届いた場合、利用責任者は、KUINS接続機器登録データベース（以下「KUINS-DB」という。）に、管理責任者としてメールホスティングするドメインを登録し、DNSレコード設定を行うこと。

（利用対象）

- 第5 本サービスの利用対象は、部局等が独自に発行しているメールアドレスであって、KUINS-DBに届出済みの、kyoto-u.ac.jp 配下のサブドメイン（サブサブドメイン等を含む。）とする。

（利用期間）

- 第6 本サービスの利用期間は、承認日から当該年度の3月31日までとする。ただし、2月末日までに利用責任者から利用停止の申し出がない場合は、同一条件をもってさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 2 利用責任者は、利用停止を希望する場合は速やかに機構長に停止申請を申し出、KUINS-DBにおいてDNSレコード設定を変更すること。

（利用責任者の責務）

- 第7 利用責任者は、次の各号に掲げる事項を適切に実施するものとする。

- (1) 管理するメールアドレスのリストを定期的に見直し、常に最新の状態を保つとともに、メールアドレスの廃棄、利用停止等のライフサイクルを管理すること。
- (2) メールアドレスやそのリストの格付け及び取扱制限を、実施規程に従い適切に行うこと。
- (3) サービスのメンテナンスによる計画停止、内容変更、障害発生等の際に、機構からの連絡を受けた場合、対象者に周知を行うこと。
- (4) 利用責任者を変更する場合、速やかに機構長に利用責任者変更の申請を行うこと。

（対象者の責務）

- 第8 対象者は、情報セキュリティポリシー及び実施規程を遵守し、本サービスを適正に利用しなければならない。

（利用の停止）

- 第9 機構長は、対象者が情報セキュリティポリシー及び実施規程に違反したと認めるときは、当該対象者の利用を停止することができる。

（免責）

- 第10 機構長は、関連設備の修繕保守等のため本サービスを一時停止する場合、可能な限り速やかに利用責任者にその旨を通知すること。ただし、天災、不慮の事故その他止むを得な

い事由による場合は、この限りではない。

- 2 機構長は、サービス内容を変更する場合、事前に利用責任者へその旨を通知すること。ただし、早急な対応が必要な障害等が発生した場合は、この限りではない。
- 3 機構は原則として、部局等が本サービスを利用したことにより生じる損害、その他本サービスに関連して生じる損害について、一切の責任及び負担を負わないものとする。

(その他)

第11 本ガイドラインに定めるもののほか、本サービスの利用に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

このガイドラインは、平成28年10月5日から施行する。